

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大治町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

大治町長

公表日

令和1年6月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>【評価対象事務全体の概要】 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び関係法令等に基づき、国民健康保険に関する次の事務を実施する。 ①申請・届出や調査等による資格の管理及び課税事務 ②納税の管理、還付処理等を行う収納事務 ③未納者への督促状発送等の滞納整理事務 ④国民健康保険による保険給付の支給に関する事務</p> <p>【特定個人情報ファイルを使用して実施する主な事務の内容】 国民健康保険法及び関係法令等並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務で取り扱う。 ①申請・届出や調査等による国民健康保険被保険者資格の管理 ②住民及び他市町村からの所得情報等の取得(他市町村の場合は中間サーバーを経由) ③給付等に係る所得区分の判定の確認 ④賦課決定・更正等の賦課情報の作成 ⑤納税通知書の作成(外部業者委託を含む)及び送付 ⑥納付情報の金融機関等からの取得 ⑦過誤納付があった場合の還付・充当の通知 ⑧納期限までに納付がない場合の督促状等の発送及び滞納整理等の実施 ⑨納付確認書による国民健康保険税額の通知 ⑩国民健康保険に係る証明書等の発行、調査照会及び他自治体等からの調査回答 ⑪国保広域化に伴う資格継続業務、高額該当回数を引き継ぎ業務等における国保連合会との連携</p>
③システムの名称	国民健康保険システム、国民健康保険給付システム、国保情報集約システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険税情報ファイル、国民健康保険資格情報ファイル、国民健康保険給付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一16の項、30の項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号、別表第二27の項、42の項、43の項、44の項、45の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条、第25条、第25条の2、第26条</p> <p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号、別表第二1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、9の項、12の項、15の項、17の項、22の項、26の項、27の項、30の項、33の項、39の項、42の項、46の項、58の項、62の項、78の項、80の項、87の項、93の項、97の項、106の項、109の項、119の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 保険医療課
②所属長の役職名	保険医療課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大治町役場 総務部 総務課 Tel 052-444-2711(代表) 〒490-1192 愛知県海部郡大治町大字馬島字大門西1番地の1
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大治町役場 福祉部 保険医療課 Tel 052-444-2711(代表) 〒490-1192 愛知県海部郡大治町大字馬島字大門西1番地の1

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	表紙 公表日	平成27年7月31日	令和1年6月25日	事後	
令和1年6月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>(評価対象事務全体の概要) 地方税法、国民健康保険法及びこれらの法律に基づく条例等による事務のうち、国民健康保険に関する事務であって主務省令で定めるものとする。 ①申請・届出や調査等による資格の管理及び課税事務 ②納税の管理、還付処理等を行う収納事務 ③未納者への督促状発送等の滞納整理事務 ④国民健康保険による保険給付の支給に関する事務</p> <p>(特定個人情報ファイルを使用して実施する主な事務の内容) 地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務で利用する。 ①申請・届出や調査等による国民健康保険被保険者資格の管理 ②住民及び他市町村からの所得情報等の取得(他市町村の場合は中間サーバーを経由) ③給付等に係る所得区分の判定の確認 ④賦課決定・更正等の賦課情報の作成 ⑤納税通知書の作成(外部業者委託を含む) ⑥納税通知書の送付 ⑦納付情報の金融機関等からの取得 ⑧過誤納付があった場合の還付・充当の通知 ⑨納期限までに納付がない場合の督促状等の発送 ⑩督促後も納付がない場合の滞納整理等の実施 ⑪納付確認書による国民健康保険税額の通知 ⑫国民健康保険に関する証明書等の発行</p>	<p>【評価対象事務全体の概要】 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び関係法令等に基づき、国民健康保険に関する次の事務を実施する。 ①申請・届出や調査等による資格の管理及び課税事務 ②納税の管理、還付処理等を行う収納事務 ③未納者への督促状発送等の滞納整理事務 ④国民健康保険による保険給付の支給に関する事務</p> <p>【特定個人情報ファイルを使用して実施する主な事務の内容】 国民健康保険法及び関係法令等並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務で取り扱う。 ①申請・届出や調査等による国民健康保険被保険者資格の管理 ②住民及び他市町村からの所得情報等の取得(他市町村の場合は中間サーバーを経由) ③給付等に係る所得区分の判定の確認 ④賦課決定・更正等の賦課情報の作成 ⑤納税通知書の作成(外部業者委託を含む)及び送付 ⑥納付情報の金融機関等からの取得 ⑦過誤納付があった場合の還付・充当の通知 ⑧納期限までに納付がない場合の督促状等の発送及び滞納整理等の実施 ⑨納付確認書による国民健康保険税額の通知 ⑩国民健康保険に関する証明書等の発行、調査照会及び他自治体等からの調査回答</p>	事後	
	上記項目に続く	⑬国民健康保険者台帳の調査照会、他自治体等からの調査回答	⑪国保広域化に伴う資格継続業務、高額該当回数を引き継ぎ業務等における国保連合会との連携		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、国民健康保険給付システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	国民健康保険システム、国民健康保険給付システム、国保情報集約システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	
令和1年6月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一16、30の項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第24条	番号法第9条第1項、別表第一16の項、30の項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第24条	事後	
令和1年6月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、6、17、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、106の項 (別表第二における情報照会の根拠) 27、42、43、44、45の項	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号、別表第二27の項、42の項、43の項、44の項、45の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条、第25条、第25条の2、第26条 【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号、別表第二1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、9の項、12の項、15の項、17の項、22の項、26の項、27の項、30の項、33の項、39の項、42の項、46の項、58の項、62の項、78の項、80の項、87の項、93の項、97の項、106の項、109の項、119の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3	事後	
令和1年6月25日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保険医療課長 鈴木 進	保険医療課長	事後	
令和1年6月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	平成27年6月1日 時点	令和1年5月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者 数は500人以上か いつ時点の計数か	平成27年6月1日 時点	令和1年5月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	IV リスク対策		様式変更による頁追加	事後	